

<p>陳 情 第 63 号</p>	<p>令 8. 2. 24 受 理</p>
<p>(件 名)</p> <p>鹿児島市指導監査課職員による不適切な行政指導の事実調査及び行政運営の策定・是正について</p>	
<p>(陳情の要旨)</p> <p>鹿児島市健康福祉局健康福祉推進部指導監査課（以下「指導監査課」）所属の職員による市民の生命を軽視した非人道的な人権侵害行為及び本件を黙殺し続ける自浄作用を失った本市の行政体質について、市議会における厳正な調査と是正を求める。</p> <p>市政運営の監視役を担う市議会において、本件における行政運営の妥当性を厳正に検証いただくとともに、市民への説明責任が適切に果たされる体制の構築を求めるべく、本陳情を提出する。</p> <p>(陳情の理由)</p> <p>1. 重病者に対する非人道的な行政指導（当該職員による人権侵害）</p> <p>令和8年1月19日、指導監査課の当該職員は、陳情者が「40度の高熱」により医師の診断を受け、極限状態（意識がもうろうとし、自分の電話番号も分からない状態、ろれつが回らず自分が何を言っているか分からない状態、記憶がまだらの状態）であることを再三伝えたにもかかわらず、これを無視して電話による行政指導を強行・拘束した。</p> <p>陳情者の当時の異常な状態は、当該職員のほか、当日通話した他の指導監査課職員2名も明確に認知していた事実がある。これは市民への安全配慮義務を完全に放棄した暴挙であり、公権力を背景とした明白な人権侵害である。</p> <p>本件に関して、鹿児島地方法務局人権擁護課（以下「地方法務局」）へ人権救済に関する申立て・依頼を令和8年2月17日に郵送し、同年2月19日には地方法務局から50分に及ぶ迅速かつ詳細な聞き取り調査を受けた。今後、地方法務局内で審議の上、公的立場の者が一般市民に対して人権侵害を行った蓋然性が高いと判断された場合、本市への正式な照会手続が進められる。なお、地方法務局に提出した申立て・依頼に関し、陳情者は実名及び住所を公表し、地方法務局の調査に応じる旨を承諾済みである。</p> <p>2. 本市による「説明責任の放棄」と組織的な不作為</p> <p>陳情者は本件の是正を求め、本市に対し正式に要望書を提出したが、回答期限である令和8年2月24日までに市側からの電話連絡及び書面送付は一切行われておらず、不誠実な黙殺を続け</p>	

ている。自浄作用を失った現在の指導監査課、ひいては本市の隠蔽体質を厳しく追及すべきである。

### 3. 各公的機関へ要望書、診断書、申立書・依頼書の提出

本件の重要性を鑑み、また、中核市である本市の自浄作用に疑問を持ったため、既に以下の機関へ要望書等を提出している。

- ・地方法務局：人権救済措置の申立て及び実態調査の依頼
- ・総務省鹿児島行政監視行政相談センター：行政相談申立て・依頼書
- ・鹿児島市市民相談センター：行政指導における安全配慮の欠如及び不適切指導の是正に関する要望書
- ・その他：鹿児島県庁（市町村課）、鹿児島県弁護士会（人権擁護委員会）、鹿児島市（人事課、障害福祉課、監査事務局、指導監査課）などには、要望書と診断書または鹿児島市市民相談センターの受付印が押された要望書と診断書及び申立書・依頼書を提出している。なお、地方法務局及び総務省鹿児島行政監視行政相談センターからは、提出後、事実確認の電話連絡があり、地方法務局においては、現在、担当職員が申立書を作成中である。

については、以上のことを踏まえ、下記事項について陳情する。

### 記

1. 本陳情に記した行政指導の事実関係について市議会として徹底した調査を行い、市当局の公式な見解を明らかにすること。
2. 要望書を黙殺している現状について責任の所在を明確にし、速やかに誠実な回答を行うよう市当局に勧告すること。
3. 要望書を黙殺し、説明責任を放棄し続けている指導監査課及び健康福祉局の組織的責任を厳しく追及すること。
4. 他の福祉事業所や市民に対して同様の強圧的かつ非人道的な行政指導が行われないよう、外部有識者を交えた監査体制の抜本的な検証・刷新を行うこと。
5. 救急事態及び体調不良時における行政指導の中断・延期基準を明確化した「運用マニュアル」を策定し、全庁に周知・徹底した上で公表すること。